

事務連絡
令和2年4月8日

都道府県
各指定都市 ひとり親家庭施策担当部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室

ひとり親家庭に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について

新型コロナウイルス感染症への対応については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等に基づき取り組んでいただいているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、令和2年3月26日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第15条第1項に基づく政府対策本部が設置され、同年4月7日に新型コロナウイルス感染症対策本部長は同法第32条第1項に基づき、緊急事態宣言を行ったところです。また、同日、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」についても緊急事態宣言を踏まえた改訂が行われたところです。

これまでと同様に、手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底や、「三つの密」が重なるような場面は避けることはもとより、緊急事態宣言を実施すべき区域として指定された地域においては、今後、法に基づき、都道府県から感染の拡大につながるおそれのある催物（イベント）開催の制限の要請等が行われることが考えられます。こうした都道府県からの要請等の内容を踏まえつつ、ひとり親家庭に対する学習支援事業を実施するに当たっては、衛生主管部（局）ともご相談いただきながら、その実施方法について検討をいただくようお願いいたします。

なお、実施方法を検討いただくに当たっては、これまでの累次の事務連絡（令和2年2月28日付け、同年3月13日付け、同年3月24日付け及び同年4月2日付け）において、

- ・ 学習支援の実施に関しては、学習教材を配布し、メールや電話等により支援員が助言・指導を行うなどの対面以外での方法で実施するなど、状況に応じた柔軟な対応も可能となっていること
- ・ 食事の提供に関しても、衛生管理等に十分配慮した上で、地域の農家、食品会社やフードバンク等の協力を得つつ、利用者の居宅に食品等を配布するなど状況に応じた柔軟な対応が可能となっていること
- ・ 農林水産省が実施する新しい事業を活用してフードバンクと協力することが可能であること
- ・ フードバンク等から提供を受ける食材の輸送費や、フードバンク等に食材を

受け取りに行く際の人件費等については、ひとり親家庭に対する学習支援事業の予算補助の対象となること
などの感染拡大の防止に向けた留意点をお示ししていることに留意し、地域の感染状況を踏まえつつ対応を行っていただくよう、お願いいたします。
各都道府県におかれては、貴管内市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）に対し周知をお願いいたします。

（別添 1）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 4 月 7 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

（別添 2）

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について」（令和 2 年 2 月 28 日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）

（別添 3）

- ・「新型コロナウイルス感染症対策に伴い発生する未利用食品の利用促進等について」（令和 2 年 3 月 13 日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課ほか連名事務連絡）

（別添 4）

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 2）」（令和 2 年 3 月 24 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

（別添 5）

- ・「ひとり親家庭及び生活困窮者世帯に対する学習支援事業の実施における新型コロナウイルス感染症への対応について（その 3）」（令和 2 年 4 月 2 日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室ほか連名事務連絡）

【照会先】

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課
母子家庭等自立支援室 生活支援係
電話：03-5253-1111(内線 4887)